

農業者戸別所得 補償制度の

概要

「食」と「地域」の再生に向けて

～本年4月から本格実施!!～



暫定版

はじめに

戸別所得補償制度は、食料自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境を作り上げていくための施策です。同時に、環境の保全や美しい景観などの農業・農村の多面的機能を維持し、我が国の資産として維持していくためのものです。

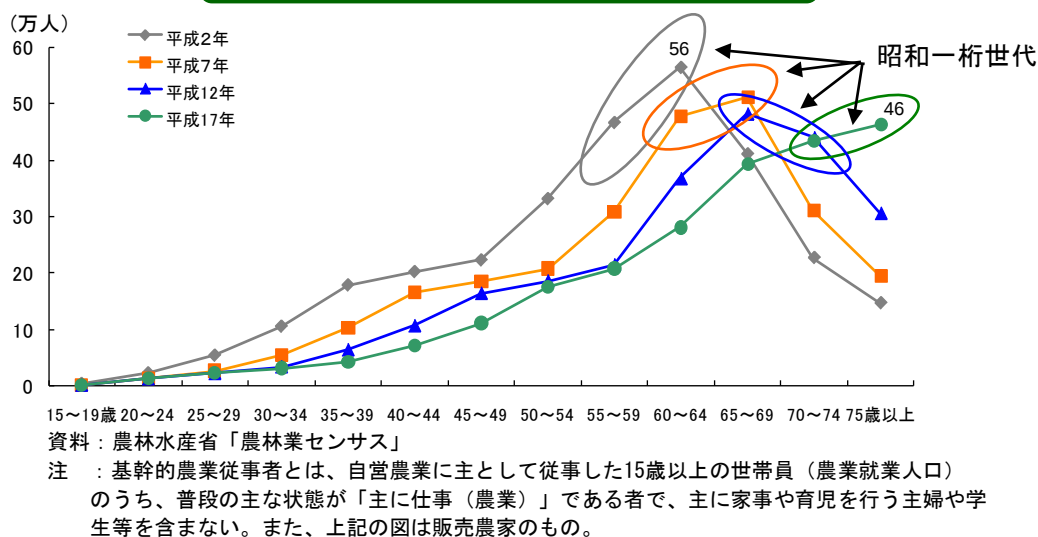
昨年開始された水田を対象とする戸別所得補償モデル対策に続いて、**4月**から畑作物にも対象を拡大して**本格実施**します。

I	我が国農業・農村が直面する現実	3
II	農業者戸別所得補償制度の概要	4
III	畑作物の所得補償交付金	6
IV	水田活用の所得補償交付金	9
V	米の所得補償交付金	10
VI	米価変動補てん交付金	11
VII	各種加算措置	12
VIII	交付金の交付スケジュール	13
IX	参考資料	14

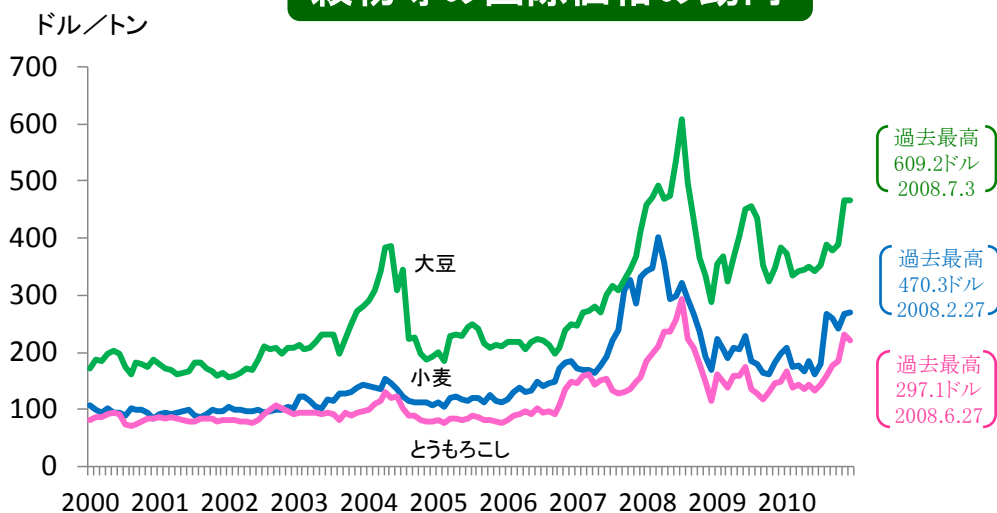
背景と課題

- ・我が国の農業は、農業者の平均年齢が66歳と高齢化が急速に進み、この15年間で農業所得が半減するなど、危機的状況にあります。
- ・穀物市場への国際投機資金の流入やバイオ燃料需要の急増、途上国の経済発展による需要増大、世界各地の異常気象などにより、世界の穀物需給が逼迫していく中で、国内生産力を確保することが重要となっています。
- ・安全で安心な国産農産物の安定供給のためにも、産業としての持続性を速やかに回復し、農村の再生を図ることが急務です。

基幹的農業従事者の年齢構成



穀物等の国際価格の動向



Ⅱ 農業者戸別所得補償制度の概要

目的

- ◇ 販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持する

畑作物の所得補償交付金

数量払

(2,123億円) 【水田・畑地共通】

対象作物	平均交付単価
小麦【水田・畑地】	6,360円/60kg
二条大麦【水田・畑地】	5,330円/50kg
六条大麦【水田・畑地】	5,510円/50kg
はだか麦【水田・畑地】	7,620円/60kg
大豆【水田・畑地】	11,310円/60kg

対象作物	平均交付単価
てん菜	6,410円/ト
でん粉原料用ばれいしょ	11,600円/ト
そば【水田・畑地】	15,200円/45kg
なたね【水田・畑地】	8,470円/60kg

注1:小麦については、パン・中華めん用品種を作付けた場合は、数量払に2,550円/60kgを加算

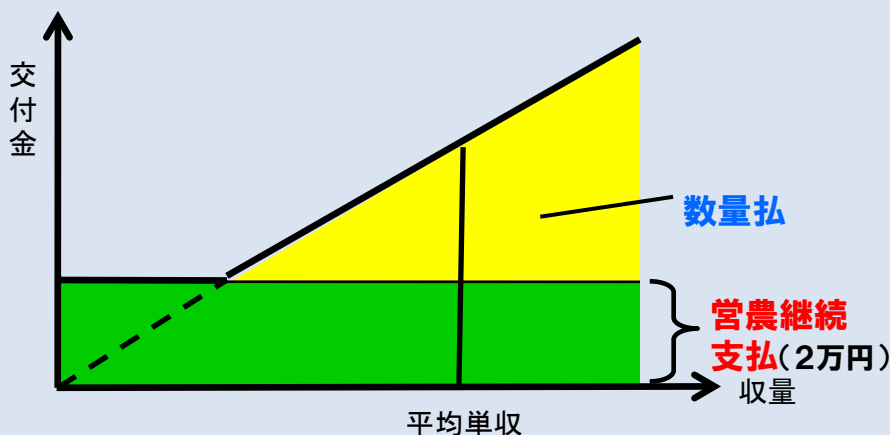
注2:交付単価の10a当たりの面積換算値では、現行の品目横断対策に比べて、小麦は約3千円、大豆は約1万円の増額

面積払(営農継続支払)

前年産の生産面積に基づき交付

2.0万円/10a

＜畑作物の所得補償交付金のイメージ＞



加算措置等

加算措置
150億円
推進事業等
116億円

品質加算

畑作物について数量払の交付単価を品質に応じて増減

規模拡大加算

規模の大小にかかわらず、農地利用集積円滑化事業により、面的集積(連坦化)した場合、利用権設定した面積に2万円/10aを交付

再生利用加算

畑の耕作放棄地を解消し、麦、大豆、そば、なたねを作付けた場合に、一定額(2~3万円/10a)を最長5年間交付

対象作物

- ◇ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね
- ◇ 水田については、水田活用の所得補償交付金として、これに加えて、飼料作物、米粉用・飼料用米、WCS稲、加工用米、地域特産物も対象

交付対象者

- ◇ 対象作物の生産数量目標に従って販売目的で生産(耕作)する販売農家・集落営農

水田活用の所得補償交付金

戦略作物助成

(2,284億円)

【水田の活用による自給率向上】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	8.0万円/10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円/10a

二毛作助成

1.5万円/10a

耕畜連携助成

1.3万円/10a

産地資金（予算枠481億円）

地域の実情に即して、麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援

米に対する助成

米の所得補償交付金

(1,929億円)

1.5万円/10a

米価変動補てん交付金

(1,391億円(24年度予算計上))

当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補てん

緑肥輪作加算

畑地に地力の維持・向上につながる作物を栽培してすき込む場合（**休閑緑肥**）に、**1万円/10a**を交付

集落営農の法人化支援

集落営農が法人化した場合に、法人化に要する事務経費として、**40万円を定額**で交付

推進事業

生産数量目標の設定や作付確認等を行う都道府県、市町村、協議会等に対して必要な経費を助成

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付します。支払いは数量払を基本とし、営農を継続するために必要最低限の額を面積払で交付する仕組みとします。

【交付対象者】

対象作物ごとの生産数量目標に従って、販売目的で生産(耕作)を行った販売農家・集落営農

※ 販売農家については、販売実績がある者又は共済加入者

※ 集落営農については、代表者を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っているもの

1 営農継続支払

(1) 交付対象面積

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの**前年産の生産面積**

※生産面積は、農業者の生産数量を地域単収で換算した面積とします。

(2) 交付単価

農地を農地として保全し、営農を継続するために最低限の経費が賄える水準

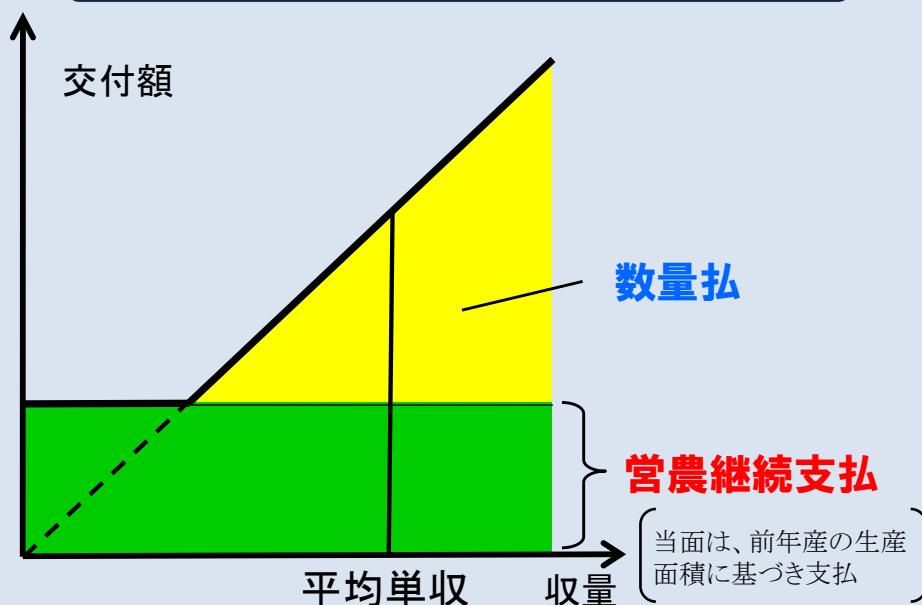
2.0万円 / 10a (畑作物共通)

※ 営農継続支払を受けない者には、販売数量確定後に、数量払の単価により算定した交付金が支払われます。

(3) 交付対象者

数量払の交付申請を行う者であって、前年産の生産面積がある者

畑作物の所得補償交付金のイメージ



2 数量払

(1) 交付対象数量

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの**当年産の出荷・販売数量**

(2) 平均交付単価(全国一律)

全算入生産費をベースに算定した**標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分**を単位重量当たりの単価で直接交付します。また、品質に応じて単価を設定します。
※ 営農継続支払を受けた方は、その交付額を控除して支払います。

各作物の数量単価×生産量

	戸別所得補償		(参考)旧制度	
	数量単価	(参考) 面積換算	数量換算	面積換算
小麦	6,360 円/60kg	43,700 円/10a	6,250 円/60kg	40,400 円/10a
二条大麦	5,330 円/50kg	37,600 円/10a	4,450 円/50kg	32,200 円/10a
六条大麦	5,510 円/50kg	34,200 円/10a	4,350 円/50kg	28,000 円/10a
はだか麦	7,620 円/60kg	40,000 円/10a	6,430 円/60kg	35,700 円/10a
大豆	11,310 円/60kg	38,300 円/10a	8,540 円/60kg	28,900 円/10a
てん菜	6,410 円/t	40,300 円/10a	7,170 円/t	41,300 円/10a
でん粉原料用 ばれいしょ	11,600 円/t	51,500 円/10a	12,160 円/t	52,900 円/10a
そば	15,200 円/45kg	22,600 円/10a	—	—
なたね	8,470 円/60kg	32,000 円/10a	—	—

3 品質に応じた加算

麦、大豆等の畑作物については、地域間、農業者間の品質の格差が大きいため、数量払の交付単価において、品質に応じて単価の増減を行います。

小麦

(円/60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦	6,450円	5,950円	5,800円	5,740円	5,290円	4,790円	4,640円	4,580円

等級:被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。A～Dランク:たんぱく質の含有率等の違いで区分

※ パン・中華めん用品種については、上記の単価に2,550円/60kgを加算。

大麦・はだか麦

(円/単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (50kg当たり)	5,390円	4,970円	4,850円	4,800円	4,530円	4,110円	3,980円	3,930円
六条大麦 (50kg当たり)	5,880円	5,460円	5,330円	5,280円	4,850円	4,430円	4,310円	4,260円
はだか麦 (60kg当たり)	7,890円	7,390円	7,240円	7,150円	6,320円	5,820円	5,670円	5,590円

等級:被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。A～Dランク:白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

大豆

(円/60kg)

品質区分(等級)	1等	2等	3等
一般大豆	12,170円	11,480円	10,800円
特定加工用大豆	10,120円		

等級:被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

特定加工用:豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

てん菜

(円/t)

品質区分 (糖度)	← (0.1度ごと)	17.1度	→ (0.1度ごと)
てん菜	▲62円	6,410円	+62円

糖度:てん菜の重量に対するショ糖の含有量

でん粉原料用ばれいしょ

(円/t)

品質区分 (でん粉含有率)	← (0.1%ごと)	18.0%	→ (0.1%ごと)
でん粉原料用 ばれいしょ	▲64円	11,600円	+64円

でん粉含有率:ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量

そば

(円/45kg)

品質区分 (等級)	1等	2等	3等	等外・ 未検査
そば (45kg当たり)	16,870円	16,160円	15,360円	12,150円

等級:被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

なたね

(円/60kg)

品質区分 (品種)	キザキノナタネ ナナシキブ キラリボシ	その他の品種
なたね (60kg当たり)	8,680円	7,940円

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払で直接交付します。

1 交付対象者

販売目的で対象作物を生産(耕作)する「販売農家」及び「集落営農」

2 交付単価

(1) 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	8.0万円/10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円/10a

(2) 二毛作助成

水田における主食用米と戦略作物、または戦略作物同士の組み合わせによる二毛作に対して助成します。

1.5万円/10a

(3) 耕畜連携助成

耕畜連携の取組(飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環)を行う農業者に対して助成します。

1.3万円/10a

3 産地資金

予算枠 481億円

地域の実態に即して、①水田における麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、②地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援するため「産地資金」を創設します。

この資金は、農業者戸別所得補償制度の円滑な導入を図る観点から、都道府県の判断で畑地も対象にすることができます。

米の生産数量目標に従って生産を行った販売農家・集落営農に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付します。

1 交付対象者

米の生産数量目標（面積換算値）に従って生産を行った販売農家・集落営農

- ※ 販売農家については、水稻共済加入者又は当然加入面積未満の者等は販売実績がある者
- ※ 集落営農については、代表者を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っているもの

2 交付対象面積

交付対象面積は、主食用米の作付面積から、自家消費米相当分として一律10a控除して算定（種子、醸造用玄米は10a控除の対象外）

- ※ 集落営農は、農業共済資格団体として水稻共済に加入すれば、組織全体の主食用米の作付面積から10a控除

3 交付単価（全国一律）

1.5万円／10a

※ 交付単価はモデル対策で算定した額

- ※ 標準的な生産費は、米の生産費統計（全国平均）における経営費の全額と家族労働費の8割の過去7年（平成14年産から20年産）中庸5年の平均により算定
- 標準的な販売価格は、全銘柄平均の相対取引価格の過去3年（平成18年から20年産）の平均から流通経費等を除いて算定

4 「調整水田等の不作付地の改善計画」の扱い

米の所得補償交付金を受ける方が、調整水田等の不作付地を有している場合は「不作付地の改善計画」を作成し、市町村の認定を受ける仕組みを継続します。ただし、モデル対策で市町村の認定を受けた方は、新たに発生した不作付地のみ作成して下さい。

地域農業再生協議会における不作付地の解消に向けた取組とセットで「不作付地の改善計画」の達成を推進します。

米の所得補償交付金と合わせて標準的な生産費を補償するものとして、米の生産数量目標に従って生産する農業者に対して、「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回った場合に、その差額分を10a当たりの単価で直接交付します。

1 交付対象者

米の所得補償交付金の交付対象者

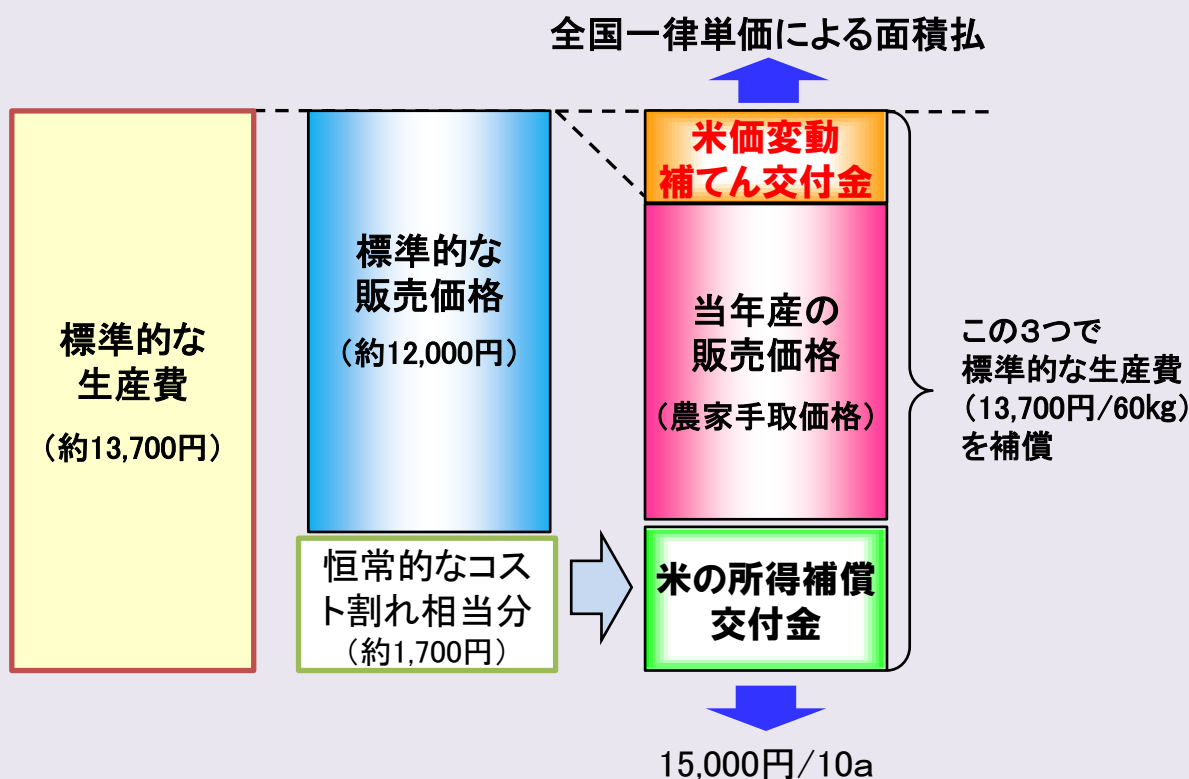
2 交付対象面積

米の所得補償交付金の交付対象面積

3 交付単価（全国一律）

「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」（平成18年産から20年産までの相対取引価格の平均）を下回った場合に、その差額を基に、10a当たり単価で算定します。

当年産の販売価格は、**3月までの平均価格**を使用することとし、交付金は**翌年度の5～6月頃**に支払います。



1 規模拡大加算

我が国農業の生産性の向上を図り、競争力を強化するとともに、自給率の向上を図るためには、小規模で分散している農地を面的に集積（連坦化）し、農地の規模拡大を加速することが重要です。このため、**農地利用集積円滑化団体を通じて、面的集約（連坦化）がなされた農地に利用権（賃貸借）を設定**して経営規模の拡大をした場合に、次の額を支払います。

（１）交付単価

2.0万円／10a

（２）特例措置

戸別所得補償制度の対象となっていない飼料作物（畑）、野菜、果樹等を栽培する農地については、戸別所得補償制度への加入・非加入にかかわらず、特例措置として交付対象となります。

2 再生利用加算

地域の耕作放棄地の再生利用計画に従って、**畑の耕作放棄地に麦、大豆、そば及びなたね**を作付けた場合に、平地・条件不利地の条件に応じて、**最長で5年間**支払います。

	平地	条件不利地
交付単価	2.0万円／10a	3.0万円／10a

3 緑肥輪作加算

畑において、輪作作物の間に1年休んで地力の維持・向上につながる作物を栽培し、畑にすき込む場合（**休閑緑肥**）に、その作付面積に応じて、次の額を支払います。

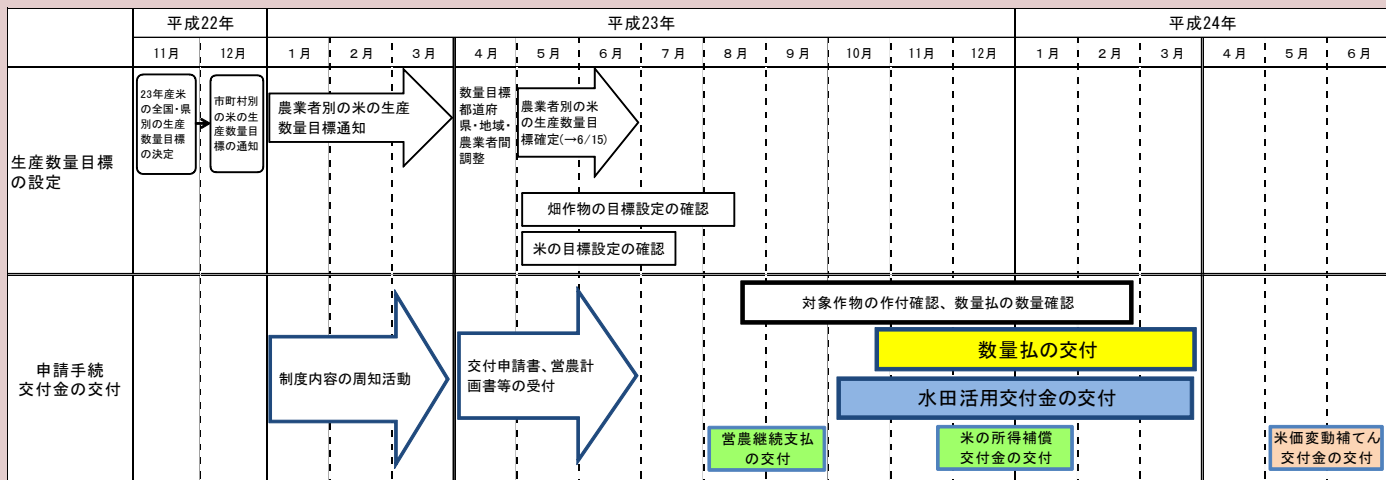
交付単価

1.0万円／10a

4 集落営農の法人化支援

集落営農を持続性のある経営体へ育成する取組を進めるため、**集落営農が法人化**した場合に、事務費助成（**定額40万円**）を行うとともに、集落営農の経理担当者を養成する活動等を支援します。

1 交付金に関するスケジュール（想定）



2 交付金の交付時期（想定）

- ① 畑作物の所得補償交付金
 - ア 営農継続支払 : 生産年 8月 ～ 9月頃
 - イ 数量払 うち 麦、なたね、そば : 生産年 10月 ～ 12月頃
 - うち 大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ : 生産年翌年 1月～ 3月頃
- ② 水田活用の所得補償交付金 : 生産年 10月 ～ 3月頃
- ③ 米の所得補償交付金 : 生産年 11月 ～ 1月頃
- ④ 米価変動補てん交付金 : 生産年翌年 5月～ 6月頃

交付申請書・営農計画書の提出

農業者は、交付申請書及び営農計画書（生産数量目標の設定ルールに適合した対象作物ごとの生産数量目標、田畑別の対象作物ごとの作付面積等を記入）を作成し、生産年の6月30日までに、農政事務所または、地域農業再生協議会に提出して下さい。

（参考）地域農業再生協議会

農業者戸別所得補償制度では、米だけではなく、麦、大豆等の畑作物も含めた生産数量目標の検討、生産振興等が必要となることを踏まえ、従来の「水田農業推進協議会」の名称を「農業再生協議会」に改めます。

農業再生協議会において、戦略作物の生産振興をはじめ、その作物を生産する担い手の問題、農地の問題を合わせて議論し、関係者が一丸となって地域農業の方向付けを行っていきけるよう、行政と農業団体等が協力して推進する体制の整備をすすめます。

農業者戸別所得補償交付金等交付単価総括表(水田)

(千円/10a)

	戸別所得補償交付金				小 計 ③=①+②	中山間地域等直接支払 ※1		環境保全型 農業直接支援 ⑥ ※2	農地・水 保全管理 支払⑦ ※3	平 地 ③	中山間 ③+④
	米・畑作物の所得補償		水田活用の 所得補償 ②								
	基本単価 (数量払)	左の面積 換算①	急傾斜 ④	緩傾斜 ⑤							
小麦	6,360円/60kg	44	35	79	21	8	(8)	8.8 (6.8)	79	100	
二条大麦	5,330円/50kg	38	35	73	21	8	(8)	8.8 (6.8)	73	94	
六条大麦	5,510円/50kg	34	35	69	21	8	(8)	8.8 (6.8)	69	90	
はだか麦	7,620円/60kg	40	35	75	21	8	(8)	8.8 (6.8)	75	96	
大豆	11,310円/60kg	38	35	73	21	8	(8)	8.8 (6.8)	73	94	
そば	15,200円/45kg	23	20	43	21	8	(8)	8.8 (6.8)	43	64	
なたね	8,470円/60kg	32	20	52	21	8	(8)	8.8 (6.8)	52	73	
米粉用米・飼料用米	—	—	80	80	21	8	(8)	8.8 (6.8)	80	101	
主食用米	—	15	—	15	21	8	(8)	8.8 (6.8)	15	36	

【規模拡大加算】農地利用集積円滑化事業により、面的集積(連坦化)した場合、**利用権設定**した面積に**2万円/10a**を交付

【集落営農の法人化支援】集落営農が法人化した場合に**40万円を定額**で交付

※1：地方負担分を含む単価。なお、離島平地等においても条件不利性に応じて適用

※2：地方が国と同額負担した場合の単価

※3：地方負担分を含む単価。日常管理＋長寿命化に取り組んだ場合の単価。下段()内は北海道の場合

農業者戸別所得補償交付金等交付単価総括表(畑地)

戸別所得補償交付金		加 算 措 置				中山間地域等直接支払 ※2		環境保全型 農業直接支援 ※3	農地・水 保全管理 支払⑧ ※4	平 地 ①+②	中山間 ①+③+⑤
		再生利用		緑肥輪作 ④ ※1							
		基本単価 (数量払)	左の面積 換算①	平地②	条件不利地 ③		急傾斜 ⑤				
小麦	6,360円/60kg	44	20	30	(10)	11.5	3.5	(8)	4.8 (1.8)	64	85.5
二条大麦	5,330円/50kg	38	20	30	(10)	11.5	3.5	(8)	4.8 (1.8)	58	79.5
六条大麦	5,510円/50kg	34	20	30	(10)	11.5	3.5	(8)	4.8 (1.8)	54	75.5
はだか麦	7,620円/60kg	40	20	30	(10)	11.5	3.5	(8)	4.8 (1.8)	60	81.5
大豆	11,310円/60kg	38	20	30	(10)	11.5	3.5	(8)	4.8 (1.8)	58	79.5
てん菜	6,410円/t	40	—	—	(10)	11.5	3.5	(8)	1.8	40	51.5
でん粉原料用ばいしよ	11,600円/t	52	—	—	(10)	11.5	3.5	(8)	1.8	52	63.5
そば	15,200円/45kg	23	20	30	(10)	11.5	3.5	(8)	4.8 (1.8)	43	64.5
なたね	8,470円/60kg	32	20	30	(10)	11.5	3.5	(8)	4.8 (1.8)	52	73.5

【規模拡大加算】農地利用集積円滑化事業により、面的集積(連坦化)した場合、**利用権設定**した面積に**2万円/10a**を交付
【集落営農の法人化支援】集落営農が法人化した場合に**40万円を定額**で交付

- ※1: 対象作物の作付を1年休んで緑肥(休閒緑肥)を導入する場合の単価
※2: 地方負担分を含む単価。なお、離島平地等においても条件不利性に応じて適用
※3: 地方が国と同額負担した場合の単価
※4: 地方負担を含む単価。日常管理＋長寿命命化に取り組んだ場合の単価。下段()内は北海道の場合

問い合わせ先一覧

(農政局、農政事務所)

都道府県	問い合わせ先	連絡先(電話番号)
北海道	北海道農政事務所 戸別所得補償制度本格実施グループ	011-642-5479
青森県	青森農政事務所 農政推進課	017-777-3512
岩手県	岩手農政事務所 農政推進課	019-624-1125
宮城県	東北農政局 戸別所得補償モデル対策推進室	022-722-7337
秋田県	秋田農政事務所 農政推進課	018-862-5755
山形県	山形農政事務所 農政推進課	023-622-7247
福島県	福島農政事務所 農政推進課	024-534-4145
茨城県	茨城農政事務所 農政推進課	029-221-2188
栃木県	栃木農政事務所 農政推進課	028-633-3315
群馬県	群馬農政事務所 戸別所得補償制度推進室	027-221-2685
埼玉県	関東農政局 戸別所得補償対策室	048-740-0124
千葉県	千葉農政事務所 計画課	043-224-5615
東京都	東京農政事務所 計画課	03-3214-7312
神奈川県	神奈川農政事務所 計画課	045-211-7176
山梨県	山梨農政事務所 農政推進課	055-226-6615
長野県	長野農政事務所 農政推進課	026-233-2990
静岡県	静岡農政事務所 農政推進課	054-246-6121
新潟県	新潟農政事務所 農政推進課	025-228-5290
富山県	富山農政事務所 農政推進課	076-441-9307
石川県	北陸農政局 戸別所得補償制度推進室	076-232-4133
福井県	福井農政事務所 計画課	0776-35-3225
愛知県	東海農政局 戸別所得補償制度推進室	052-715-5191
岐阜県	岐阜農政事務所 農政推進課	058-271-4044
三重県	三重農政事務所 農政推進課(農政安心ダイヤル)	059-228-3151
滋賀県	滋賀農政事務所 農政推進課	077-522-4273
京都府	近畿農政局 戸別所得補償制度推進対策室	075-366-0117
大阪府	大阪農政事務所 農政推進課	06-6941-9657
兵庫県	兵庫農政事務所 農政推進課	078-331-9951
奈良県	奈良農政事務所 農政推進課	0742-23-2863
和歌山県	和歌山農政事務所 農政推進課	073-436-3832
鳥取県	鳥取農政事務所 計画課	0857-22-3195
島根県	島根農政事務所 計画課	0852-24-7311
岡山県	中国四国農政局 戸別所得補償制度推進室	086-230-4256
広島県	広島農政事務所 戸別所得補償モデル対策推進室	082-228-9483
山口県	山口農政事務所 農政推進課	083-922-5405
徳島県	徳島農政事務所 農政推進課	088-622-6132
香川県	香川農政事務所 農政推進課	087-831-8151
愛媛県	愛媛農政事務所 農政推進課	089-932-1189
高知県	高知農政事務所 農政推進課	088-872-0514
福岡県	福岡農政事務所 農政推進課	092-282-9966
佐賀県	佐賀農政事務所 農政推進課	0952-23-3136
長崎県	長崎農政事務所 農政推進課	095-845-7123
熊本県	九州農政局 戸別所得補償制度推進チーム	096-211-9606、9607
大分県	大分農政事務所 農政推進課	097-532-6134
宮崎県	宮崎農政事務所 農政推進課	0985-22-3184
鹿児島県	鹿児島農政事務所 農政推進課	099-226-8590
沖縄県	沖縄総合事務局 農林水産部生産振興課	098-866-1653

■本パンフレットや戸別所得補償制度に関するお問い合わせは、
 ●大臣官房 戸別所得補償制度企画チーム (Tel:03-6744-1850)

※戸別所得補償制度に関する詳しい情報は、以下のアドレスに掲載しています。

http://www.maff.go.jp/j/seisaku/kobetu_hosyo/index.html